

藤岡市農業委員会

令和8年第7回

定例会議事録

令和8年7月6日招集

令和8年藤岡市農業委員会第7回定例会議事録

令和8年7月6日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和8年藤岡市農業委員会第7回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 28 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 30 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

報告第 12 号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 13 号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸
13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾		

[出席農地利用最適化推進委員] (5名)

1番 飯塚 敬明	10番 水沼 勝美	14番 堀越 昭彦	16番 黒澤 松博
18番 齋藤 今朝男			

[事務局]

事務局 長	横田 道明
次長補佐兼係長	春山 崇
係 長 代 理	笠原 諒亮

事務局 次 長	三木 剛英
係 長 代 理	金井 朝恵

(開会13時24分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和8年第7回定例会を進行させていただきます。開会に先立ち、大変申し訳ありませんが、議案の訂正をお願いいたします。議案書1ページの、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4番の農作業従事日数が250日となっていますが、正しくは500日となります。また、次のページ整理番号5番の農作業従事日数が330日となっていますが、正しくは500日となりますので、お詫びして訂正いたします。本日の下審査につきましては、中庁舎3階小会議室をご用意しておりますので、2班の委員さんにつつま

しては、大変申し訳ありませんが、この後、ご移動をお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、浅見会長よりごあいさつをお願いいたします。

(浅見会長あいさつ)

事務局次長 ありがとうございます。ここからは、浅見会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和8年第7回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。3番 秋谷 委員、4番 松村 委員、の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について。以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時28分)

(再開14時06分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から3番の3件です。整理番号1番は下戸塚のNさんが、農業経営の規模拡大を図るため、下戸塚の農地1筆、面積315㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は矢場のTさんが、新たに農業経営を開始するため、矢場の農地1筆、面積714㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は市外のSさんが、新たに農業経営を開始するため、白石の農地1筆、面積620㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 28 号 整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 28 号 整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号 整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 28 号 整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号 整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 28 号 整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号 整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番及び 5 番の 2 件です。整理番号 4 番は坂原の H さんが、新たに農業経営を開始するため、坂原の農地 3 筆、面積 2,062 m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 14 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は坂原の K さんが、新たに農業経営を開始するため、坂原の農地 1 筆、面積 872 m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 15 ページの調査

書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第28号 整理番号4番及び5番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号4番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第28号 整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第28号 整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第28号 整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第28号 整理番号5番は許可と決定します。続きまして、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番及び2番の2件です。整理番号1番は、小林のIさんが、鬼石の農地を庭用地として転用するもので、農地1筆、面積は917㎡、農地区分は第3種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、小林のIさんが、鬼石の農地を山林用地として転用するもので、農地1筆、面積は135㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第29号 整理番号1番及び2番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号 整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号 整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号 整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号 整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 4 番の 4 件です。整理番号 1 番は、下栗須の T さん夫妻が、上戸塚の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 378 m²、農地区分は第 1 種農地と判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の O さん夫妻が、下戸塚の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 498 m²、農地区分は第 1 種農地と判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、鮎川の T さんが、鮎川の農地を売買にて取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 328 m²、農地区分は第 1 種農地と判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 2,237 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 30 号 整理番号 1 番から 4 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番から 11 番の 7 件です。整理番号 5 番は、市外の法人が、藤岡の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,830 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題

ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、市外の D さん夫妻が、立石の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 267 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の K さん夫妻が、上栗須の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 431 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、浄法寺の M さんが、浄法寺の農地を売買にて取得し、一般住宅用地（敷地増）として転用するもので、農地 1 筆、面積 389 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 9 番は、市外の法人が、譲原の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 3 筆、面積 1,549 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 10 番は、坂原の H さんが、坂原の農地を贈与にて取得し、山林用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 786 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 11 番は、坂原の H さんが、坂原の農地を贈与にて取得し、山林用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 2,138 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 30 号 整理番号 5 番から 11 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 5 番について何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号 整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号 整理番号 11 番は許可と決定します。続きまして、議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 7 ページをご覧ください。議案第 31 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。8 ページから 9 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地及び地域計画外の農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は 30 件です。以上で、議案第 31 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、議案第 31 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関係する委員の退席を願います。

<関係委員退席>

第 1 班班長 ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、第 1 班班長が議事進行いたします。議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

第 1 班班長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

第 1 班班長 挙手全員でありますので、議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めること

を農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 続きまして、報告第 12 号及び第 13 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。報告第 12 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 0 件、5 条が 1 件の計 1 件ございます。詳細については 11 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 13 号ですが、議案書 12 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 3 件、受理証明が 1 件、耕作証明が 2 件の計 6 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、報告第 12 号及び第 13 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、そのように決定します。以上をもちまして、令和 8 年 第 7 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 30 分)